

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	大津南部東地区(外牧、錦野、瀬田、大林、吹田)	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	439.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	253.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	94.5ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	26.4ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	49.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。また耕作放棄地が増加している。今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者が中心となっているが、法人の構成員の高齢化や農地の集約化が課題となっている

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者17経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が受け皿となり集約化していくとともに、農畜連携で飼料用作物を中心に営農していく。 畑については、認定農業者10経営体を中心となって地区内の農業者で担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

鳥獣被害防止対策の取組方針 近年は、イノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、集落内の電気牧柵の設置や駆除隊の設立をおこない、被害軽減に向けて情報共有や対策をおこなっていく。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借を進める。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	大津南部西地区(森、陣内、引水、町、下町、新)	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	447.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	311.71ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	68.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	22.3ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	29.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	61.3ha
(備考)	

2 対象地区の課題

ほとんどの農家が兼業農家で、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者になるが地区によっては高土手が多く集積しずらく、大型の機械が入らない。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

土地利用型を主体とする当該地域は、地域の認定農業者30経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト低減を図る。
法人内部で担い手の育成をおこなうことで、将来の受け皿としての保証につながるため、集落内の中心経営体と連携しながら進めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の地域駆除隊等を組織し集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中間管理機構を通した農地の賃貸借を進める。
今後の地域農業の在り方 人・農地プランによる地域の話合いを進め、専業農家と法人が敵対しないよう調整を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	岩坂・中島地区(岩坂、中島)	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	319.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	188.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	115ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	34.6ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	63ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	37.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者、認定新規就農者が中心となっているが、経営体数は十分ではない。また、水田については圃場整備をおこなっているが、南部の畑地帯については、未整備のため大型機械が進入できないなどの課題がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中島地区については農地集積加速化事業で農地中間管理機構を通じた設定を行い、集積率80%以上を目指す。
水田、畑地利用は、中心経営体である法人や認定農業者の17経営体が担い、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針 シカ、アナグマなどの鳥獣被害が多いため、侵入防止柵や檻の設置、放置果樹や目撃・被害発生場所等捕獲体制の構築等に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借を進める。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、畑地帯において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	灰塚地区	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0.5ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	6.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	83.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後の地域の中心となる経営体は、農事組合法人が受け皿となって集約していくが、法人の構成員も高齢化しているため、新規就農者の確保とオペレータの育成が課題となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地集積については、農事組合法人で集積が進んでいるが、農地の相続が済んでいないところを地権者に働きかけて更なる集約化を目指す。
水田利用は、大豆の団地化ををさらに促進して産地交付金などの補助金対象となるよう拡大していく。
集落の水田利用は、中心経営体である農事組合法人が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者1経営体が担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等のために、畦を除去するなどの検討を行う。
今後の農業のあり方 土地利用型を主体とする当該地区は、農事組合法人に農地集積・集約を進め、農作業の効率・コスト低減を図る。 また、当該地区の兼業農家は農事組合法人と連携しながら営農していき、法人のオペレータ等の育成を進めていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	真木・古城地区(真木・古城・米山)	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	147.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	110.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	54.7ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	12.2ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	32ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.7ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。法人を設立して農地の受け皿として、集積をおこなっているが、計画より圃場整備事業が進んでいないのが課題。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

もやいネット真城を中心に地域の受け皿となり、将来的には古城、米山地区も法人の経営面積に入れていく。
法人名義で農地集積を行うが、各農家に圃場管理委託することで運営していく。逆に高齢等で営農できない農業者は法人が管理していくことで、耕作放棄地の増加を防ぐ。
集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針 シカ、イノシシなどの鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話合いを進め、法人を受け皿として更なる集積を進める。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	矢護川地区	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	371.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	191.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	121ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	27.3ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	74ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農家数の減少に加え、高齢化、担い手・後継者不足が進行している。今後の地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者、認定新規就農者が中心となっているが、経営体数は十分ではない。また、畑地帯は整備をおこなっているが、水田地帯は面積が狭く、形状も良くないため圃場整備が必要である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者20経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
水田利用は、主食用米や畜産農家と連携し飼料用作物の増加のため、農地を集約していくとし、畑地利用については甘藷などの認定農業者が担っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の地域駆除隊等を組織し集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
法人化支援 認定農業者等の法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化の支援や他地区の法人同士の連携に取り組む。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
高収益作物導入方針 米などの土地利用型作物以外に、基盤整備予定地区に高収益作物の導入を進めていくことで費用対効果を検証していく

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	大津中部地区(高尾野・大津・室)	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	229.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	121.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	75.2ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	16.7ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	50.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	97.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

宅地化により農地の面積が減り、農業がしづらい状況になっており、農地も集約されていないため、効率が悪く、認定農業者の後継者が少ない。また、機械が大型化してきているため、現状の農道では機械が通れないなどの課題がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は認定農業者19名が担っていくが、離農者の農地をスムーズに中心経営体へ集積できるよう、また担い手同士の交換により集約できるよう継続して、地域内の話し合いを行う。
法人の設立や入作者が農地の受け皿となるよう地域内農地の整理をしておくことで、スムーズな集約を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

今後の農業の在り方 機械の大型化やスマート農業に対応するように、農道や水路などの農業用施設の整備を進める。また、後継者への橋渡しができるように、人・農地プランの話し合いを進めていく。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中管理機構を通した農地の賃貸借を進める。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	平川地区	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	277.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	151.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	109ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	24ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	71.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

甘藷農家、畜産農家には後継者が多いが、その他の農家の後継者不足が深刻である。また、区画整理していないところは、農道が狭く、大型機械が進入できず遊休地も多い。また、収穫時期などで短期雇用の人材が不足しているため、作業効率が上がらない等の課題がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本田技研工業の東側は甘藷を中心とした畑地が広がっており、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
本田技研工業の北側の農地は面積が狭く営農しづらいため、畦の除去をするなど区画拡大を行いながら中心経営体へ集約していく。
甘藷農家の後継者が法人を設立しており、農地集積ができるように人・農地プランの話し合いを進めていく中で地域の連携を深める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の地域駆除隊等を組織し集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
農地中間管理機構の活用方針 効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話し合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中間管理機構を通した農地の賃貸借を進める。
病害への取組方針 甘藷基腐病などの病害が県内で発見されているため、蔓延を防ぐための対策を基腐病対策協議会のもと、危機感をもって、各農家に取り組んでいく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大津町	杉水地区	令和3年3月29日	令和5年2月14日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	278.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	142.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	89.6ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	20.8ha
ii うち後継者について未定・わからない農業者(未回答含む)の耕作面積の合計	54.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	75.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農業従事者の高齢化に伴い、離農者も多い状況にある。また受け皿である中心経営体だけでは、労働力不足、機械設備等の老朽化や能力不足により、今以上の農地を引き受けられない状態であり、担い手はいるが十分とは言えない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者25経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

各農家が定期的に農地の交換を行うことで、病害の防止につながる。また、畜産農家が多い地域のため、農畜連携の取組を進めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

効率的な農作業の取組

基盤整備が難しい地区なので、機械の大型化への対応のため畦を除去して農地拡大しながら集約していく。また農道などの農業用施設の管理もおこなっていく。

農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用のため、人・農地プランによる地域の話合いを進め、認定農業者や法人等が受け皿となり農地中間管理機構を通した農地の賃貸借を進める。

施設整備への支援

担い手の収益力強化と経営発展のために、各種補助事業を活用した、農業用機械購入・施設整備の支援に取り組む

新規就農者支援

認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。